

東御市避難所・災害ハザードマップ凡例

都道府県界

市町村界

鉄道

高道路

国道

県道

指定緊急避難場所・指定避難所
(広域避難施設)

指定緊急避難場所
(広域避難地)

指定緊急避難場所・指定避難所
(地区別避難場所)

福祉避難所

医療機関

主要要配慮者利用施設

災害対策ヘリポート
物資輸送拠点

防災重点ため池

河川・河川敷

役所(庁舎・支所等)

AED設置場所

急傾斜地警戒区域名称

土流警戒区域名称

地すべり警戒区域名称

浸水の深さの目安について

20.0m以上

10.0~20.0m

5.00~10.0m 2階の軒下以上

3.0~5.0m 2階の軒下程度まで

0.5~3.0m 1階の軒下程度まで

0.5m未満 大人の膝下程度まで

成沢川、金原川、三分川、求女川、所沢川、西沢川、笠石川、称津東川、針ノ木川、大石沢川、平沢川、鹿曲川、小相沢川においては、概ね1000年に1度の確立で起きると想定される豪雨により、洪水浸水想定区域と浸水した場合に想定される水深を表示しています。

千曲川においては、令和2年3月10日公表(長野県)の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域と浸水した場合に想定される水深を表示しています。

※千曲川流域(千曲川上流)に48時間で39.6mmの雨量を想定

土砂災害警戒区域・特別警戒区域について

急傾斜地崩壊警戒区域

急傾斜地崩壊特別警戒区域

地すべり警戒区域

土流災害警戒区域

土流災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域とは、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの」に該当する区域のことをいいます。(土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)第7条第1項)

土砂災害特別警戒区域とは、「警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じのおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの」に該当する区域のことをいいます。(土砂災害防止法第9条第1項)

広域避難地 Wide area haven				
番号	名称	地震	洪水	土砂災害
20	東上田運動広場	○	—	○
23	大田区休養村とうふ多目的グラウンド	○	○	○

地区別避難場所 District another shelter				
番号	名称	地震	洪水	土砂災害
26	姫子沢公民館	○	○	—
33	東上田公民館	○	—	○
34	田沢公民館	○	—	○
41	西入集会所	○	○	○

※この地図は平成26年度版の都市計画図を使用しています。(一部道路など修正してあります)

6